

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法附則第 18 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款（2023 年 6 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 28 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価および離島基準単価、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価ならびに別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	60.50	5.50
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	118.55	10.78
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	217.25	19.75
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	414.73	37.70
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	612.25	55.66
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,007.17	91.56
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	1,007.17	91.56
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	367.08	33.37
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	674.82	61.35
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	674.82	61.35

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 7 キロワット時まで 電力量料金	359.58	32.69
7 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	29.71	2.70
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	369.60	33.60
契約電流 15 アンペア	554.40	50.40
契約電流 20 アンペア	739.20	67.20
契約電流 30 アンペア	1,108.80	100.80
契約電流 40 アンペア	1,478.40	134.40
契約電流 50 アンペア	1,848.00	168.00
契約電流 60 アンペア	2,217.60	201.60
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	29.71	2.70
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま での 1 キロワット時につき	36.46	3.31
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時に つき	40.41	3.67
最低月額料金		
1 契約につき	359.58	32.69
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369.60	33.60
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	29.71	2.70
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時ま での 1 キロワット時につき	36.46	3.31
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時に つき	40.41	3.67
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	11.74	1.07
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの場合	23.47	2.13
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルト アンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでご とに	23.47	2.13

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	234.88	21.35
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	234.88	21.35
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	406.56	36.96
電力量料金		
1 キロワット時につき	43.40	3.95
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406.56	36.96
電力量料金		
1 キロワット時につき	43.40	3.95
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	111.56	10.14
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	205.48	18.68
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	393.39	35.76
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	581.34	52.85
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	957.12	87.01
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	957.12	87.01
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	345.63	31.42
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	638.52	58.05
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	638.52	58.05
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336.60	30.60
電力量料金		
1 キロワット時につき	28.81	2.62
最低月額料金		
1 契約につき	333.18	30.29

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,300.89	118.26
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.22	2.47
その他季料金	25.77	2.34
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	270.72	24.61
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	30.53	2.78
その他季料金	28.79	2.62
農事用電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	662.89	60.26
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	23.13	2.10
その他季料金	22.05	2.00
農事用電力B		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	9,307.31	846.12
30日をこえる1日につき	310.24	28.20

(2) 附則 4 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間		
最初の 30 日まで		
契約電力		
0.5 キロワット	4,975.39	452.31
1 キロワット	7,504.45	682.22
2 キロワット	12,263.05	1,114.82
3 キロワット	17,123.90	1,556.72
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	3,411.35	310.12
30 日をこえる 1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	46.78	4.25
1 キロワット	79.29	7.21
2 キロワット	169.58	15.42
3 キロワット	262.06	23.82
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	91.39	8.31
(燃料費調整の基準単価)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.323	0.029
1 キロワット	0.648	0.059
2 キロワット	1.296	0.118
3 キロワット	1.943	0.177
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	0.648	0.059
(離島ユニバーサルサービス調整の離島基準単価)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.002	0.000
1 キロワット	0.003	0.000
2 キロワット	0.008	0.001
3 キロワット	0.011	0.001
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	0.003	0.000

(3) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.765	0.070
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.529	0.139
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.059	0.278
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4.588	0.417
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7.647	0.695
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7.647	0.695
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.285	0.208
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.568	0.415
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごと	1.233	0.112
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.296	0.118
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2.332	0.212
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.197	0.018

(4) 別表3(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	0.043	0.004
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	0.025	0.002
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごと	0.007	0.001
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001
(ニ) 農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	0.013	0.001
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000